

一般社団法人地域医療教育研究所
地域医療教育・研修基金
地域医療教育・研修事業助成金支給要綱

2019年3月22日制定

2019年11月1日一部改正

2021年11月26日一部改正

(1) 目的

この事業は、医学部学生、研修医、専攻医に対して、医療機関が地域住民・行政・福祉法人等と協働する活動をどのように教育することが成果を得やすいかについて研究する、個人あるいは団体に研究費を助成する。また、多職種協働による地域ケアネットワークづくりの企画や調整を行うケアマネジャーなどの研修に対し研修費を助成する。

(2) 助成額

1件40万円を基準額とし、当該基準額と(6)に定める助成対象経費の実支出額の合計額として少ない方の額と、総事業費から研修会参加料他事業収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

なお、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(3) 助成対象者

保健、医療、福祉分野に関係する団体及び個人

(4) 助成の対象となる事業

【事業】

①地域協働プライマリケア教育研究事業

医学部学生、研修医、専攻医に対して、医療機関が地域住民・行政・福祉法人等と協働する活動をどのように教育することが成果を得やすいかについての研究

②地域ケアマネジメント研修事業

多職種協働による地域ケアネットワークづくりの企画や調整を行うケアマネジャーなどに対する研修

【事業実施期間】

毎年7月から翌年6月までとする。

なお、従来からの継続事業及び新規事業を対象とする。

(5) 助成の選考等について

募集等の告知は、研究所HPで行う。

① 募集期間

毎年1月から3月までの3ヶ月間を募集期間（※当日消印有効）とする。

② 選考方法

助成申請書に基づき選考委員会を開催し、委員会の作成した推薦案より毎年度当初に開催される理事会・社員総会（※毎年6月）において選考、助成団体等を決定する。

(6) 助成対象経費

助成事業に活用する事業のみを対象とする。

① 各種事業活動経費（通信費、運搬移送費、会場使用料、活動時の賠償責任保険料、印刷製本費等。ただし、団体の経常経費の振替え請求は認めない。）

② 各種教育研修費（会場使用料、人件費、交通費、宿泊費等）

③ 備品購入費

※ パソコン等OA機器等については事業費の1/2を超えないこと。

※ 事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

④ その他の経費

事業推進のために必要と認められる経費。（研究所事務局承認）

(7) 助成対象外経費

① 飲食経費

② 事業の実施期間前に発生した経費

③ 営利目的の事業経費

④ 活動に直接必要でない経費

⑤ その他、審査、選考時に認められなかった経費

(8) 助成金の申請

申請に当たっては、内容が助成対象となるか否かを十分に確認の上、以下の申請書及び必要書類を添付し、研究所事務局に期日までに郵送すること。

なお、提出された各種書類は採用・不採用にかかわらず返却はしないとともに、申請内容の詳細について研究所事務局から照会することがあるので留意すること。

申請書：①地域医療教育・研修事業助成金申請書（地医教第1号①様式）

②地域医療教育・研修事業計画書（地医教第1号②様式）

③地域医療教育・研修事業予算書（地医教第1号③様式）

必要書類：対象が個人又は人格なき社団である場合は代表者の住民票（家族情報及び戸籍並びにマイナンバー不要）

対象が法人である場合は登記事項証明書及び直近決算期における決算報告書（貸借対照表及び損益計算書（又はこれに準ずる書類））を追加で添付しなければならない。

※ いずれも発行後3ヶ月以内のもの（コピー可）

（9） 助成の決定

毎年、6月下旬迄に申請団体等に結果を通知する。

なお、選考経過等、審査の内容に関する問い合わせには一切応じない。

（10） 助成金の交付

助成金は必要書類が整い次第、指定口座に振り込む。

（11） 助成金の返還

次のいずれかに該当するときは、この助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された助成金があるときは、その返還を求めることがある。

① この助成金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの助成金を使用しないとき。

② 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの助成金を過大に請求し、又は受領したとき。

③ ①、②に掲げる場合のほか、助成事業に関して、この助成金支給決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

※ 必要があると認めるときは、報告を求め、又は研究所事務局から帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

(12) 事業実績報告書の提出及び保管について

助成団体等は事業終了後30日以内又は翌年度の4月30日までのうち、いずれか早い日までにその用途と成果について報告書（活動写真や領収書等証拠書類添付）を提出し、かつ、これを助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から7年間保管しておかなければならないこと。

報告書：①地域医療教育・研修事業報告書（地医教第3号①様式）

②収支報告書（地医教第3号②様式）

(13) 個人情報保護について

申請を通じて得た個人情報は、選考作業や団体等への連絡等、本事業の遂行に必要な範囲内で研究所事務局が利用する場合があること。また、助成団体等については団体名、代表者名、活動内容及び助成金額を公表する場合があること。

【申請書等の提出先、問い合わせ先】

一般社団法人 地域医療研究所

北海道札幌市北区北10条西1丁目

【事務局】

よつば会計事務所

〒060-0807 北海道札幌市北区北7条西2丁目6番地

第37山京ビル606号室